

「いじめ」防止基本方針

雲南市立掛合小学校
令和2年4月

令和3年1月改訂

いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（追記 R3.1月）

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

「いじめ防止対策推進法第2条」より

1 いじめに対応する基本的な方針

- ◎教育活動全体を通じて、「いじめは絶対に許されない」との意識を児童一人一人に徹底する。
- ◎「いじめ」に対しては、「しない。させない。許さない。」という毅然とした態度で対応する。
- ◎「いじめ」は、どの子どもにも、どの学校においても起こり得るものであることを十分認識して指導にあたる。
- ◎日頃から子どもの発信を見逃さないよう、「いじめ」の早期発見に努める。
- ◎子どもの悩みを親身になって受け止め、いじめられている子どもの立場に立った指導を行う。
- ◎全職員が一人一人の児童を大切にする意識を強くもつ。
- ◎情報交換や共通理解を図りながら、特定の教員がいじめの問題を抱え込むことのないよう、学校全体で組織的に対応する。
- ◎対応にあたっては、家庭・学校・地域社会・行政など全ての関係者がそれぞれの役割を果たしながら、一体となって取り組む。

2 具体的取組事項

（1）早期発見と早期対応

＜実態把握と児童理解＞

- ①日ごろの観察や声がけ等による実態把握
 - ・日記、日々の観察、声がけ等を重視し、危険サインを見逃さないようにする。
- ②職員会議、職員終礼等による情報交換
 - ・「いじめ」の把握にあたっては、全教職員の連携を密にする。
- ③各種調査の効果的な活用
 - ・学力調査、生活実態調査、アンケートQ-U等の結果や分析を効果的に活用する。
- ④教育相談（にこにこアンケート・「お話タイム」）の実施
 - ・普段から担任に何でも話せる学級づくりに努める。
 - ・教育相談を実施することにより、児童の悩みや要望等を早期に受け止める。
 - ・校内での相談窓口を明確にし、気楽に話せる場を確保する。
- ⑤スクールバス運行会社との連携
 - ・車内での様子について、普段から情報を得るように努める。
 - ・定期的な教員の乗車指導により、特に運転手との連携を強化する。

<早期対応>

①事実の確認

- ・発見者（担任等）は生徒指導主任、管理職への報告・連絡・相談を迅速に行う。

②いじめ対策委員会（ケース会議）

- ・できるだけ早い時期にいじめ対策委員会を開催し、組織をあげて対応に取り組む。

③いじめられた児童への対応・いじめた側の児童への指導・周辺児童への指導

- ・複数体制で、確実に事実確認を行う。確認内容を記録に残す。

④保護者との連携

- ・保護者等からの情報収集を行い、迅速且つ正確な事実把握に努める。

- ・いじめた側、いじめられた側双方の保護者との連携を密にし、『冷静・迅速・誠意』のある真摯な態度で対応にあたる。

(追記 R3.1月)

<被害者・保護者に対する調査方針の説明>

① 調査の主体

調査の主体は、従前の系や事案の特性、いじめを受けた児童や保護者の訴えなどを踏まえ、市教育委員会か学校かを判断する。学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会に調査を依頼する。学校が調査主体となる場合には、市教育委員会から必要な指導、また、人的措置を含めた適切な支援を受ける。

② いじめを受けた児童及びその保護者に対する適切な情報提供

調査実施前に、被害児童及びその保護者に対して以下の事項について説明する。

- ・調査の目的・目標
- ・調査の主体（組織の構成、人選）
- ・調査時期・期間
- ・調査事項
- ・調査方法
- ・調査結果の提供

(2) いじめ問題への組織的な取組

①管理職のリーダーシップ、職員の体制づくり

- ・「いじめ」の問題の重大性を全教職員が認識し、管理職を中心として組織で対応する。
- ・校務分掌に「いじめ対策委員会」（校長・教頭・担任・養護教諭・生徒指導主任・教務主任・人権同和教育主任）を位置づけ、チーム体制や相談体制を機能させる。
- ・児童についての情報交換を定期的に行い、全職員で全児童を支える。
- ・「いじめ」の問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、全校体制で対応に取り組む。また、普段から何でも話せる職員間の人間関係づくりに努める。

②職員の共通理解と資質向上

- ・「いじめ」対応マニュアルの点検を行い、全職員で確認する。
- ・「いじめ」の対応について校内研修会を行い、全職員で共通理解を図る。（「いじめ問題に対する取組事例集」の活用）
- ・いじめ問題に対する学校の取組についてチェックする。（島根県のチェック表を使用）
- ・児童の表情等の変化から、「いじめ」等を見逃さない鋭い感性をもった職員を育成する。

(3) 児童への指導

①充実感・満足感・達成感が得られる授業づくり

- ・児童一人一人が存在感を味わうことができる授業づくり、そのための教材研究等に努める。
- ・豊かな関わりの中で、自己をいきいきと表現する児童の育成に努める。

②道徳教育の充実

- ・道徳の時間を充実させることにより、思いやりや生命の大切さ等を学習する機会とする。

③人権・同和教育の充実

- ・各教科や領域を通して、人権意識の高揚に繋がる授業づくりに努める。
- ・人権・同和教育を全ての教育の基底に据えて教育活動を行う。
- ・人権週間には人権集会等を実施し、児童の意識の高揚を図る。
- ・人権・同和教育に視点をあてた学習公開をすることにより、保護者への啓発を図る。

④心の教育の充実

- ・「ほめて伸ばす」指導を心がけ、自尊感情や自己肯定感の高揚に努める。
- ・お互いのよさに気づく機会を設ける。
- ・図書ボランティアによる読み聞かせなどを通して、心に響く読書活動を行う。
- ・児童への日々の声掛けを重視し、安心して学校生活を送ることができるようとする。
- ・あいさつ名人、そうじ名人、聞き方名人などの頑張りや他者評価により、自己有用感の高揚に努める。

⑤居場所、存在感が感じられる学級集団づくり

- ・児童一人一人の存在が認められ、言いたいことを安心して言える学級づくりに努める。

⑥多様な人間関係の構築

- ・掃除、給食、学校行事等に縦割り班の活動を取り入れ、異学年との交流の機会を通して、よりよい人間関係づくりに努める。

⑦体験活動の充実

- ・他と関わる体験活動を重視し、幅広い人間関係の構築に努める。
- ・感動体験の機会を増やし、豊かな感性を育てる。

(4) 家庭・地域との連携

①家庭等との連携

- ・学校と家庭がそれぞれの役割を果たしながら、協力して児童の健全育成を図る。
- ・P T A 研修会や公開授業等を通して、保護者への啓発、意識高揚を図る。
- ・学校便りや学級便りを通して、信頼される学校づくりや学級づくりに努める。

②地域社会・学校間等との連携

- ・子どもを語る会等を通して、情報収集や情報交換に努める。その際、プライバシーの保護に十分配慮する。
- ・保育所、中学校、掛合分校との連携を密にしながら、児童に関する情報交換に努める。
- ・地域からの児童に関する情報を受け入れ、真摯な態度で対応する。
- ・スクールバス内での様子について、担当業者より情報を得るよう努める。

(追記 R3. 1月)

(5) 特に配慮が必要な児童生徒への対応

特に配慮が必要な児童については日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に実施する。特別支援 CN による理

解教育を、各学級で必ず1時間確保する。

また、校種間の連携をさらにすすめ、配慮が必要な児童について情報共有を行う。

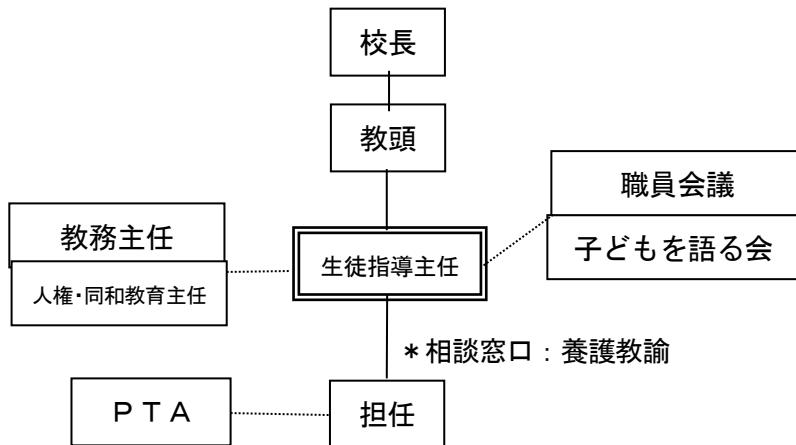
(6) インターネット上のいじめへの対応

児童がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかの把握に努めるなど、早期発見のための取組を進める。インターネット・携帯電話関連の事業者にも協力を求めながら、情報モラルを身につけさせるための教育の充実を図るとともに保護者への啓発を行う。

学校保健委員会など、保護者も一緒に講話を聞いたり、道徳の時間などを活用し、情報モラルに関わる内容を取り上げたりして指導の充実を図る。

3 組織

- ・校務分掌に位置づけている「いじめ対策委員会」は、次のとおりである。



- ・校内のいじめ対策委員会の構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、人権・同和教育主任、養護教諭、
加害及び被害児童担任

4 具体的な対応

(被害児童対応)

- ◇辛さや苦しさに共感的理解を示し、いじめ防止への強い姿勢を伝える。
- ◇具体的な解決策や加害児童の指導対応などを知らせ、不安や心配を除く。
- ◇いじめ解決まで、学校全体で擁護することを伝え、今後の支援を約束する。
- ◇自分の保護者や加害児童に対するはたらきかけについて、意志を尊重する。

(加害児童対応)

- ◇行った行為やいじめの意図等について、中立の立場で冷静に確認する。
- ◇グループへの対応の場合には、個別指導と並行して、共通理解をもって聞き取りをする。
- ◇いじめ根絶に向けた心の涵養を図り、再発するがないように心を育てる。
 - ・行為そのものは重大な人権侵害であることを押さえる。
 - ・被害児童の苦しさや不安などを具体的に伝える。
 - ・何がいじめなのか、なぜいけないのか十分に説明する。
 - ・自分のしていることについての今の気持ちを聞き、正しい方向性について一緒に考える。
- ◇きちんとした謝罪とその方法、今後の決意を明らかにする。
- ◇長所を意識させ、それを生かす生活の在り方や考え方について確認する。

(周辺児童対応)

- ◇いじめの被害者の気持ちを考えさせ、いじめの卑劣さを理解させる。
- ◇はやしたてる行為、見て見ぬふりをすることもいじめであることを再度確認する。
- ◇いじめを発見した場合の具体的な通報の仕方について再度確認する。
- ◇いじめを止める、知らせる行為がいかに正義に基づいた勇気ある行為であるか指導する。

5 重大事態への対処

(1) 「重大事態」とは（「いじめ防止対策推進法」より）

いじめにより、

- ・当該児童の生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時。
- ・当該児童が相当の期間（不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時。
*ただし、児童が一定期間連續して欠席している場合には、上記目安に係わらず迅速に調査する。
- ・児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったと申し出があった時。

（重大事態として想定されるケース）

児童が自死を図った場合、身体に重大な障がいを負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合 など

(2) 調査組織の設置と調査の実施

- ・本校いじめ対策委員会のメンバーを母体に、重大事態の事実関係、その他必要な情報等について調査し、直ちに雲南市教育委員会に報告し、支援と協力を仰ぐ。
- ・具体的な調査組織の構成員については、雲南市教育委員会の指示を仰ぐ。
(弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家、カウンセラーなど)

(3) 外部機関との連携

- ・雲南市教育委員会の指示のもとに、雲南警察署、掛合広域交番、出雲児童相談所等と連携を図る。

(追記 R3.1月)

6 いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ他の事情も勘案して判断する。

① いじめに係る行為が止んでいる

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上のものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、危険が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていない

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

* 相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、30日間を目安とする。ただし、児童が一定期間連續して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に対応する。

(追記 R3.8月)

7 その他

- ・本「いじめ」防止基本方針は掛合小学校HPへ掲載し、PTAへの周知を図る。